

平成 27 年 2 月 23 日  
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会  
プラスチック容器事業部

## 材料リサイクル優先事業者に係る総合的評価

平成 27 年度も引き続き、材料リサイクル優先事業者に係る総合的評価を実施する。評価の細部等については変更を行うこともあり得るが、基本的には従来通りとして実施予定であり、以下のようなデータの準備を全材料リサイクル事業者に対して求めることとするものである。

### 1. 総合的評価の位置づけ

本評価は、優先入札枠における各施設の落札可能量などを決めるために実施するものである。

なお、総合的評価は経済産業省及び環境省の合同審議会による承認事項であるため、審議会の開催なしには、全体の配点や新たな評価分野の改廃・追加等が出来ないことを総合的評価委員会で確認している。

評価対象期間は原則として、平成 26 年度下期（10 月～3 月）、平成 27 年度上期（4 月～9 月）とし、その間の月報・半期報告の内容（実績）について評価する。月報や半期報告書式の一部には総合的評価にのみ使用するフォームもあるので留意していただきたい。また、これらの定期的な報告以外に個別の追加報告をお願いする項目もあり、適時 REINS 等によってお知らせするので、その内容に従って報告していただきたい。

### 2. 総合的評価に係るデータ取得等について

#### (1) 単一素材化

- ・本評価項目は、平成 27 年度上期を対象とする。
- ・**PE, PP, PS, PET** について対象期間内に販売を計画するものは、素材名とその販売予定量（全販売量に対する割合％）を 3 月中に申告すること（申告が無い場合は評価対象としない）。
- ・申告のあった素材のうち PE, PP については後日、協会にてサンプリングし純度（成分濃度）測定を実施する。なお、PS, PET については、資料 17 「材料リサイクル手法の再商品化製品品質評価」を参照のこと。

## (2) 高度な利用

- ・平成 27 年度上期中に、自社の再商品化製品利用製品について「高度な利用」であると主張するものの利用製品名とその製品が高度である理由を平成 27 年 9 月末までに申告すること。
- ・上記申告をした会社は、利用製品名とその製品製造の原料となった再商品化製品の販売量を平成 27 年 10 月中に報告すること。
- ・なお、「高度な利用」採否については、外部有識者からなる評価委員会により判定される。

## (3) 品質管理手法

- 以下について平成 27 年 10 月中に報告すること。
- ・社内品質管理基準書があれば提出（昨年と同じであれば提出不要で、「昨年提出済み」と報告すること）。
- ※上記に基づいた自社工場内での活動状況報告（工場内での X-R 管理図や選別見本等を掲示している写真等、QC 手法の適用例など）
- ※過去 6 ヶ月以上の製品品質のばらつきを示せるグラフ（単なる測定データ集等は不可。この種のデータ集のみを提出した場合は、減点することがあり得る）や統計的な分析結果。またそのデータを選んだ理由（重要性等）、社内規格値との関係を示す内容、工程改善に繋げる計画/活動内容を記した文書。
- ※については、重要性が高いため、より厳密に評価する。

## (4) 環境負荷データ把握

- ・生産管理月報総括表にある「廃棄物」、「用役使用量」、「その他環境負荷物質の排出等」にて報告（項目総数を明記すること）されたことを評価する。
- ・「汚泥」は「廃棄物」であることから H26 より加点対象とはしていない。
- ・なお、「その他環境負荷物質の排出等」では管理目標値を設定していれば、報告すること（加点対象となる）。

## 3. 臭気測定

H25 年度から、臭気測定を実施し評価した。H27 年度も継続実施予定であるが、評価方法に関し課題も見いだされていることから、検討を継続している。よって、評価方法等の変更がある場合は、reins 等にて提示するので参照戴きたい（サンプリングについては従来通りで、容リ協が採取したサンプルを用いる）。

## 5. その他

- ・現在、法改正審議が継続されており、総合的評価等についても結論内容の影響を受けると判断（委員長＋容リ協）したことから、H26 総合的評価委員会は、延期している。
- ・再商品化製品（ポリオレフィン）の新たな評価指標として、「吸湿率%」を検討している。H27 は評価対象とはしないが、協会が採取するサンプルを用いて測定／検討し、H28 以降の採用を目指す。

※吸湿率%：絶乾状態サンプル重量から 40℃×90%RH×48hr に置いた後の重量の変化割合（サンプル＝（仮）約 0.3mmt×100×90）。

以上